

○福井県立高等学校の授業料の減免等に関する規則

昭和四十七年七月一日福井県教育委員会規則第五号の二

〔福井県立高等学校授業料の減免に関する規則〕を公布する。

福井県立高等学校の授業料の減免等に関する規則

題名改正〔平成一七年教委規則五号の二・二二年六号・二六年二号〕

(趣旨)

第一条 この規則は、福井県立高等学校等授業料等徴収条例（昭和四十七年福井県条例第六号）

第十条および第十一条の規定に基づき、授業料の減免および入学料の免除に関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔昭和五六年教委規則三号・平成一七年五号の二・二二年六号・二六年二号〕

(授業料の減免を受けることができる者)

第二条 授業料の減免を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）の規定により保護を受けている世帯の生徒
- 二 当該年度の市町村民税が非課税または均等割の世帯の生徒
- 三 父または母の死亡により、授業料の納入が困難になつたと認められる世帯の生徒
- 四 風水害、火災その他の事由により授業料の納入が困難になつたと認められる世帯の生徒
- 五 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要と認める世帯の生徒

一部改正〔昭和五四年教委規則四号・六二年二号・平成一七年五号の二・二二年六号・二六年二号〕

(入学料の免除を受けることができる者)

第三条 入学料の免除を受けることができる者は、教育委員会が特に必要と認める世帯の生徒とする。

追加〔平成二六年教委規則二号〕

(授業料の減免額)

第四条 授業料の減免額は、次に掲げるとおりとする。

- 一 第二条第一号、第二号または第三号に該当する者にあつては、授業料の月額的全額
- 二 第二条第四号または第五号に該当する者にあつては、教育委員会が適当と認める額

一部改正〔平成一七年教委規則五号の二・二二年六号・二六年二号〕

(授業料の減免の期間)

第五条 授業料を減免する期間は、減免を決定した月の属する年度内において教育委員会が定める期間とする。

一部改正〔平成一七年教委規則五号の二〕

(減免の申請)

第六条 授業料の減免または入学料の免除を受けようとする者は、様式第一号により在学学校長を経て教育委員会に申請しなければならない。

一部改正〔平成一七年教委規則五号の二・二二年六号・二六年二号〕

(減免の決定)

第七条 教育委員会は、前条の申請を受理したときは、減免の可否およびその額を決定し、在学
学校長を経てその旨を通知するものとする。

一部改正〔平成一七年教委規則五号の二〕

(届出)

第八条 授業料の減免を受けている者は、減免を受ける理由が消滅したときは、様式第二号によ
り、在学学校長を経て教育委員会に届出なければならない。

一部改正〔平成一七年教委規則五号の二〕

(その他)

第九条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育長が定める。

一部改正〔平成一七年教委規則五号の二〕

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十七年四月一日から適用する。

附 則 (昭和五四年教委規則第四号)

この規則は、昭和五十四年四月一日から施行する。

附 則 (昭和五六年教委規則第三号)

この規則は、昭和五十六年四月一日から施行する。

附 則 (昭和六二年教委規則第二号)

この規則は、昭和六十二年十月一日から施行する。

附 則 (平成一七年教委規則第五号の二)

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成二二年教委規則第六号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の福井県立高等学校の入学料および授業料の減免
に関する規則の規定は、平成二十二年四月一日から適用する。

附 則 (平成二六年教委規則第二号)

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

様式第1号(第6条関係)

平成 年 月 日 福井県教育委員会様	生徒	学 校 名	高等学校
		学科学年等	課程 科 年
		住 所	
		氏 名	
	保護者	住 所	
		氏 名	印
		職 業	
授業料減免(入学料免除)申請書			
次のとおり授業料の減免(入学料の免除)を受けたいので申請します。			
授業料の減免を受けたい期間		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	
減免(免除)を受けようとする理由(保護者の意見)			
減免(免除)を必要とする理由(学校長の意見)			

全部改正〔平成 17 年教委規則5号の2〕、一部改正〔平成 22 年教委規則6号・26 年2号〕

年 月 日

福井県教育委員会様

福井県立 高等学校 課程

科第 学年

氏 名



授業料減免事由消滅届出

下記のとおり、授業料の減免事由が消滅したので、福井県立高等学校授業料の減免等に関する規則第8条の規定に基づき届け出ます。

記

1 減免事由消滅事由年月日 年 月 日

2 減免事由の消滅した事実

一部改正〔平成 26 年教委規則 2 号〕